

## 神田外語大学 教職課程における自己点検・評価の方針

令和4年10月12日  
教職課程委員会

### 1. 背景

大学の内部質保証体制の一環として、令和4年4月から教職課程の自己点検・評価、結果の公表が義務化された（教育職員免許法施行規則第22条の8）。神田外語大学では、「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」を基に、以下の方針で自己点検・評価を実施し、教職課程の課題を明らかにし、改善に努めることとする。

### 2. 組織体制

複数の教職認定課程を有する大学は、全学的に教職課程を実施する組織体制を設けることとされていること（教育職員免許法施行規則第22条の8）、本学の教職課程では複数学科共通開設科目も多いことを踏まえ、本学に全学的に教職課程を運営する組織として設置されている教職課程委員会が自己点検・評価を行う。

### 3. 実施間隔

どのような間隔で自己点検・評価を行うかは各大学の判断に委ねられている。

本学では、効率的・効果的に評価を行うために、チェックシートによる項目別評価を毎年実施するとともに、標準修業年限である4年間を中期評価期間とし、中期評価期間終了後（4年に1度）、評価結果の報告を取りまとめることとする。

なお、卒業生のデータ等を的確に反映するため、評価年度末から2か月以内に評価シートの記入を行い、翌年6月の教職課程委員会で前年度自己点検・評価結果を確認することとする。

《令和4年度評価のスケジュール》

- ・令和5年3月：チェックシートの記入（4月末までを目途）
- ・令和5年5月：事務局で取りまとめ
- ・令和5年6月：教職課程委員会で評価結果を共有

※ 令和4年度～令和7年度を中期評価期間とし、令和8年10月を目途として評価結果報告書を取りまとめる。

### 4. 手続き・評価の観点

- ① 毎年度、別紙チェックシートの項目に沿って、教職課程委員会の構成員及び教務部が自己評価を行い、集計結果を基に教職課程委員会で改善点について議論する。集計結果につ

いては、ホームページで公表する。

- ② 4年毎に作成する自己点検・評価結果報告書では、エビデンスを示しつつ、4年間の項目別評価で出された意見等を取りまとめる。また、その結果は、認証評価実施部署にも共有し、全学的な自己点検・評価に役立てる。

以上